

○中国地方地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 中国運輸局は、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日付国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号。次条において単に「実施要領」という。）に基づき、中国地方地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会（以下単に「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、地域公共交通確保維持改善事業に関して、中国運輸局が実施要領の規定に基づいて二次評価を行う際に、当該評価の客観的な実施に資するため、事業の実施状況の確認や事業の評価に必要な事項について調査・助言を行うことを任務とする。

（組織）

第3条 委員会は、地域公共交通に係る知見を有する学識経験者等の有識者委員並びに中国運輸局及び大阪航空局の担当部長級職員で構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は中国運輸局企画観光部長をもって充てる。
- 3 行政機関の委員にあつては、代理を出席させることができる。

（運営）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会の構成員に送付し、その意見を徴することを以て委員会の開催に代えることができる。

（庶務）

第5条 評価委員会の庶務は、中国運輸局企画観光部交通企画課において処理する。

（雑則）

第6条 この設置要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この設置要綱は、平成24年 5月25日から施行する。

中国地方地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会 構成員名簿

(委員)

| 委員区分 | 所属・職名 | 氏名（敬称略） |
|-------|--------------------|---------|
| 学識経験者 | 広島大学大学院国際協力研究科研究科長 | 藤原 章正 |
| | 米子工業高等専門学校准教授 | 加藤 博和 |
| 中国運輸局 | 企画観光部長 | 金子 修久 |
| | 鉄道部長 | 森内 孝信 |
| | 自動車交通部長 | 松山 生馬 |
| | 海事振興部長 | 片桐 浩二 |
| 大阪航空局 | 空港部長 | 長谷川 武 |